

富士市終末処理場管理運転等業務委託
モニタリング基本計画（案）

令和7年4月

富士市上下水道部下水道施設維持課

目次

第1章 総論	1
1.1 モニタリング基本計画の位置付けと目的	1
1.2 モニタリング実施計画	1
1.3 モニタリングの体制	1
1.4 モニタリングの体系（対象時期及び対象業務）	3
1.5 モニタリングに要する費用負担	5
1.6 モニタリング実施計画書の変更	5
1.7 モニタリング結果の公表	5
第2章 モニタリングの実施方法	6
2.1 モニタリングの基本的な考え方	6
2.2 モニタリング方法	8
2.2.1 書類による確認	8
2.2.2 会議体による確認	10
2.2.3 現地における確認	10
2.3 モニタリングの手順等	11
第3章 契約内容未達時等の措置	15
3.1 契約内容未達時等における措置	15
3.1.1 措置	15
3.1.2 サービス対価の支払停止	16
3.1.3 要求水準等契約内容違反のペナルティ	16
3.1.4 契約解除	16
3.2 是正レベルの認定	19
第4章 委託業務のモニタリング（評価）による業務連動支払システム	20
4.1 モニタリング結果（要求水準等契約内容違反等）によるサービス対価の支払メカニズムへの連動の考え方	20
4.1.1 共通事項	20
4.1.2 ペナルティ条項及びインセンティブ条項によるサービス対価の支払の精算方法	21
第5章 事業終了時のモニタリング	25
5.1 基本的な考え方	25
5.2 確認方法	25
5.2.1 書類による確認	25
5.2.2 会議体による確認	25
5.2.3 現地における確認	25
5.2.4 モニタリングの手順	25

※ 別途定める「モニタリング手順書」は「業務説明書等」に含まれるものとする。

第1章 総論

1.1 モニタリング基本計画の位置付けと目的

本モニタリング基本計画は、富士市終末処理場管理運転等業務委託（以下、「本業務委託」という。）の実施期間中、富士市の適正な契約手続きに基づき選定された本業務の受託者（以下、「受託者」という。）が、富士市終末処理場管理運転等業務委託に関する基本契約書及び業務契約書（以下、「基本契約等」という。）に定められた業務を確実に遂行し、かつ、富士市終末処理場管理運転等業務委託要求水準書（以下、「要求水準」という。）に定められた契約内容及び基準（目標・指標を含む）を安定的に充足（履行）すること（以下、「契約内容等の履行」という。）を確認するため、富士市（以下、「本市」※という。）が行うモニタリングについて、基本的な考え方及び内容を示すものである。

※本モニタリング基本計画（案）では図-1 及び第 3 章契約内容未達時等の措置の関係性から「委託者」の名称ではなく「本市」の名称を用いる。

1.2 モニタリング実施計画

本市は、受託者との基本契約等※1 の締結後、受託者の技術提案※2 を踏まえた、受託者との協議により、以下の事項等を定めたモニタリング実施計画書を作成する。

- ①モニタリングを行う体制
- ②モニタリングの方法
- ③モニタリングを行う時期
- ④モニタリングの内容
- ⑤モニタリングの様式

※1 基本契約書及び業務契約書に記載されている内容を含む。

※2 受託者は、本業務のモニタリング実施計画書の作成及びモニタリング業務の技術提案にあたっては、本モニタリング基本計画を遵守するとともに、「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン」（平成 30 年 12 月公益社団法人日本下水道協会）を参照されたい。

1.3 モニタリングの体制

モニタリングは、図-1 のとおり、①受託者によるセルフモニタリング（自ら確認）、②本市によるモニタリング、並びに必要に応じて③本市及び受託者とは別の専門的知見を持つ第三者機関（以下、「第三者機関」という。）による第三者モニタリングで構成される。なお、モニタリングの様式等に記載されている「評価者」は、本市及び第三者機関に適用され、本市との協議により読み替えるものとする。

本市によるモニタリングの結果について、受託者と本市（以下、「両者」という。）との間で疑義が発生した場合、両者は信義誠実に当該疑義の解決方法等の調整を行う。

(1) 受託者によるセルフモニタリング

受託者は、自らが作成したセルフモニタリング計画に基づき、本業務の履行状況が要求水準書の基準（目標・指標を含む）を遵守・充足（履行）しているかについて、セルフモニタリングを行う。

(2) 本市によるモニタリング

本市によるモニタリングは、受託者のセルフモニタリングの結果を踏まえ、受託者から提出された書面等や会議体での報告を基にモニタリングを行う。本市が必要と判断した場合は、本市は現地の確認を行う場合がある。

(3) 外部機関等によるモニタリング（任意）

本市は、受託者の要求水準の達成状況や履行状況等について、必要に応じて、外部機関を活用したモニタリングを必要に応じて実施する場合がある。この外部機関によるモニタリングは、本市の体制補完を目的とするものとし、本市によるモニタリングに加えて、客観的かつ専門的な知見を加えたクロスチェック及び助言を行うこととしている。また、今後、中立的な立場でのモニタリング等（第三者機関）の導入について、検討を予定している。

(4) 疑義の調整

本市によるモニタリングの結果について疑義が発生した場合、本市又は受託者の要請により、両者は信義誠実に当該疑義の解決方法等の調整を行う。

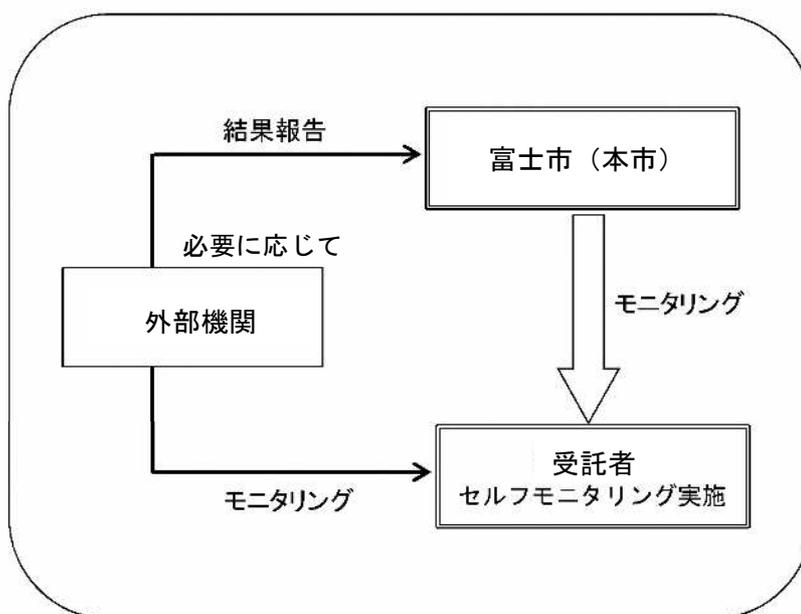


図 1 モニタリング体制

1.4 モニタリングの体系（対象時期及び対象業務）

モニタリングの体系（対象時期及び対象業務）は、以下のとおりとする。なお、履行期間中に対象となる（2）、（3）、（4）及び（5）の各業務の詳細は別に交付する「富士市終末処理場管理運転等業務委託 特記仕様書」等に示すものとする。また、**図-2**のとおり、「受託者実施内容に対するモニタリングの体系」を示す。

(1) 契約締結直後の業務

(2) 終末処理場等に関する業務内容

- ア 処理場施設の運転操作、監視に関する業務
- イ 水質管理に関する業務
- ウ 設備の保守点検に関する業務
- エ 環境整備に関する業務
- オ 物品の調達管理に関する業務
- カ 修繕に関する業務
- キ 連携調整に関する業務
- ク 廃棄物管理に関する業務
- ケ エネルギー管理に関する業務
- コ その他業務

(3) 管路施設に関する業務内容

- ア 管路施設の定期的対応（点検を含む）に関する業務
- イ 管路施設の緊急的対応に関する業務
- ウ 管路施設の改築に関する業務
- エ マンホールポンプ施設に関する業務
- オ 新設設備（取付管）に関する業務

(4) 統括技術管理に関する業務

- ア 一元的統括技術管理業務に関する統括業務
- イ スtockマネジメント計画策定に関する業務
- ウ データベース化に関する業務
- エ 技術提案に係る支援業務
- オ 管路施設におけるCM方式の導入可能性検討業務

(5) 技術提案に基づく独自業務（以下、「任意業務」という。）

(6) 事業完了（終了）時の資産等引継ぎ業務（本業務に付随する業務）

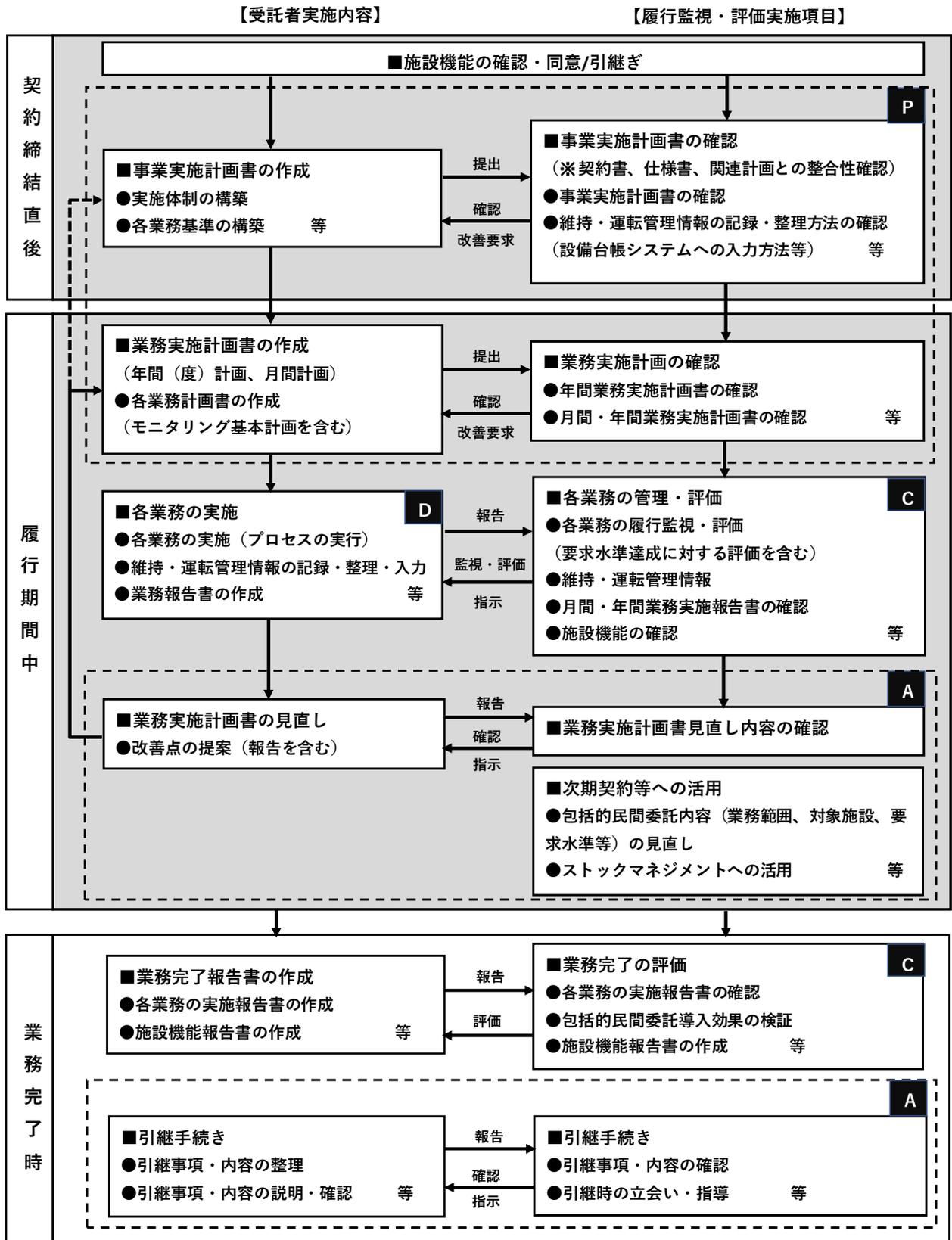


図-2 受託者実施内容に対するモニタリングの体制

1.5 モニタリングに要する費用負担

本市及び外部機関が行うモニタリングに要する費用については、本市が負担する。
受託者が行うセルフモニタリングに要する費用については、受託者が負担する。
今後、中立的な立場でのモニタリング等（第三者機関）を導入する場合の費用負担については、本市及び受託者が協議して決定する。

なお、会議体に要する費用については、受託者が負担する。

1.6 モニタリング実施計画書の変更

モニタリング実施計画書は、以下の事由により変更する。

- ①基本契約等契約内容が変更された場合
- ②要求水準書等基準（目標・指標を含む）が変更された場合
- ③その他、本業務内容の変更が特に必要と認められた場合

1.7 モニタリング結果の公表

本市は本市及び外部機関（第三者機関を含む）が実施したモニタリングの結果について、必要に応じて本市ウェブサイトにおいて公表する場合がある。受託者は本市の公表に協力し異議を述べないものとする。

第2章 モニタリングの実施方法

2.1 モニタリングの基本的な考え方

モニタリングにおいては、履行期間中、「1.4 モニタリングの体系（対象時期及び対象業務）」を包括して実施する。委託業務のモニタリングを「履行監視」と「評価」に分けてそのフローを図-3に示す。なお、モニタリングにあたっての留意点を次項以下に2つに分けて説明する。

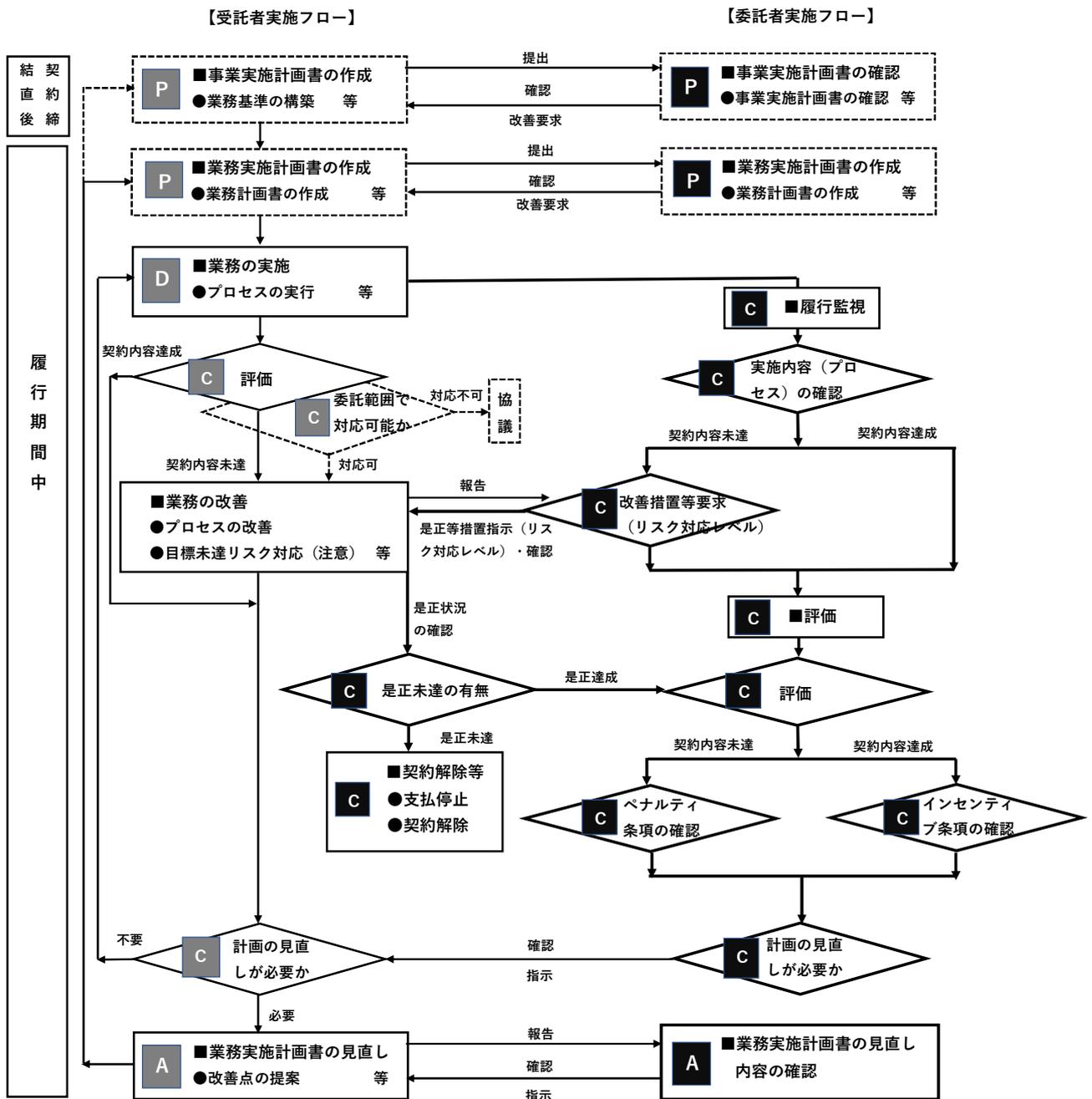


図-3 委託業務のモニタリングフロー

(1) 契約締結直後の業務

契約締結後には、受託者は事業実施計画書を作成し本市に提出し確認を受けなければならない。なお、委託者が改善の要求をした場合には受託者はこれに従うものとする。

(2) 委託業務のモニタリング（履行監視）

委託業務のモニタリング（履行監視）では、要求水準等契約内容が達成されるように、各業務のプロセスを確認にする（プロセスエンジニアリングの実施）。表-1 に「履行監視の基本的事項」を示す。

表-1 履行監視の基本的事項

業務内容	履行監視の基本的事項
(1) 終末処理場等に関する業務内容	1) 終末処理場等に関する業務のモニタリングは、維持管理（運転管理等を含む）の目的達成のために必要な各業務（プロセス）が要求水準及び業務計画等の契約内容（以下、「要求水準等契約内容」という。）を満たして適切に実施されているか等の確認を行う。 2) 受託者は、各業務着手前に次項「2.2.1 書類による確認」の表-2（以下、「表-2」という。）に準拠したセルフモニタリング様式を作成し、モニタリング実施計画書として本市に提出し、本市の承諾を得ること。 3) 受託者は、各業務の履行について業務計画書等に基づき確認を行うとともに、表-2 に示した業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の維持管理状況を基に要求水準等契約内容を満たしているかどうかのセルフモニタリングを行い、要求水準等契約内容の確認結果を含むセルフモニタリング報告書を作成し、本市に提出する。 4) 本市及び外部機関は、セルフモニタリング報告書等の確認書類、各種提出書類及び実際の維持管理状況を基に、要求水準等契約内容を満たしているかどうか等の確認を行う。 5) 本市は、維持管理業務（修繕等を含む）の品質確保のために必要と認めた場合、維持管理状況（修繕等を含む）の現地における確認を行い、確認結果に応じた必要な措置を命じる。
(2) 管路施設に関する業務内容	1) 管路施設に関する業務のモニタリングは、要求水準等契約内容の確保を図るために各業務（実施計画策定、設計、工事等のプロセス）が適切に実施されているか等の確認を行う。 2) 受託者は、各業務着手前に表-2 に準拠したセルフモニタリング様式を作成し、セルフモニタリング実施計画書として本市に提出し、本市の承諾を得ること。業務計画書及び提出された様式に基づき、業務の履行を確認するとともに、表-2 に示した各提出書類を基にセルフモニタリング報告書を作成し、本市に提出する。

業務内容	履行監視の基本的事項
	<p>3) 本市及び第三者機関は、セルフモニタリング報告書等の確認書類、各種提出書類及び完成図書を基に、要求水準等契約内容を満たしているかどうか等の確認を行う。</p> <p>4) 本市は、修繕及び改築等が施工された管路施設の品質・性能確保のために必要と認めた場合、施工状況の実地における確認を行い、確認結果に応じた必要な措置を命じる。</p>
(3) 任意業務に関する業務内容	<p>1) 任意業務のモニタリングは、その業務内容が、本市が示した要求水準（管理目標（アウトカム目標及びアクション指標）を含む）を満足するために参加者（技術提案書提出者）が技術提案した技術提案書の業務内容（以下「技術提案書の内容」という。）に委ねられる。</p> <p>2) 受託者が本市の確認を受けて技術提案書の内容に基づき契約を締結した後は、本来業務に任意業務が含まれるため、当該モニタリングは富士市終末処理場管理運転等業務のモニタリングと同様な手法及び様式等で行うものとする。</p> <p>3) 任意業務のモニタリングは、受託者が行うセルフモニタリングを基本とするが、本市及び第三者機関は、受託者が、本市が示した要求水準（管理目標（アウトカム目標及びアクション指標）を含む）を達成又は補完しているか等の確認等を行うことができる。</p>

(3) 事業終了に当たっての資産等引継ぎ業務のモニタリング

当該引継ぎ業務は本業務に付随する業務であり、本市及び第三者機関による「第5章事業終了時のモニタリング」により実施し、受託者は、本市の承諾を得て、本業務上完成（生成）された資産等を本市に引き継ぐものとする。

2.2 モニタリング方法

2.2.1 書類による確認

モニタリングの評価基準は、業務要求水準書に記載された①「要求基準」、②管理目標（アウトカム指標（目標値）及びアクション指標（以下、受託者の技術提案により「目標値」となる。））の評価により構成されているパフォーマンス評価※1は別途定める「富士市終末処理場管理運転等業務委託モニタリング手順書（案）」（以下、「モニタリング手順書」という。）に基づく要求水準等契約内容の目標達成状況を示す書式等※2により評価し、業務プロセス全般の評価はモニタリング手順書による「評価基準表（案）」を準用（又は類推適用）して評価する。また、管理目標に関するパフォーマンス評価は技術提案書の内容で契約締結した後、業務要求水準（要求基準）、アウトカム目標及び任意業務として定めたアクション目標の達成状況を示す書式等の所定の欄（評価項目）に記入した上で評価する。

したがって、適用する評価基準表（以下、「適用評価基準表」という。）及び定量化については技術提案書の内容を総合的に考慮した上で、本市と受託者の合意により定めるものとする。

※1 パフォーマンス評価は、目標達成に向けた業務プロセスの履行状況を評価するもので、①要求基準による評価、②管理目標による評価と記載する場合がある。

※2 受託者は要求水準等契約内容に係る目標値の達成状況が分かる書式等を作成するものとする。このうち、管路施設の業務指標としては、管理目標（アウトカム目標及びアクション目標）に留意すること。

書類による確認では、前項で示した「2.1 モニタリングの基本的な考え方」（図-3を参照）を踏まえて、受託者は、本業務の遂行状況及び実施契約等の履行状況をセルフモニタリングした上で、表-2に示す提出書類を本市に提出して確認を受けるものとする。

なお、業務計画書及び業務報告書の基本的事項は、要求水準書等に準拠するものとする。また、その他必要な図書等については、受託者は本市の指示に基づき提出するものとする。

表-2 本業務のモニタリングに係る書類

提出書類	頻度		行為
	改築業務以外の関連業務※1 (関係任意業務を含む)	改築業務※2 (関係任意業務を含む)	
業務計画書（全体、年間、月間）	毎年度、変更時	毎年度、変更時	確認
モニタリング実施計画書(様式を含む)	毎年度、変更時	毎年度、変更時	確認
セルフモニタリング報告書	毎月、毎年度	毎月、毎年度	確認
工事完成図書（完成検査を含む）	—	工事完成時（完成検査受験後）	確認
業務報告書（年間、月間）※3	毎年度	毎年度	確認
事故報告書	随時	随時	確認
業務指標等達成状況報告書(中間時点)	中間時点 (令和11年度を予定)	中間時点 (令和11年度を予定)	確認
引継ぎに必要な書類	事業終了時の引継ぎ前	事業終了時の引継ぎ前	確認
その他本市が必要とする書類	事業終了前	事業終了前	確認

※1 業務契約書（改築業務以外）に準拠する。

※2 業務契約書（改築業務）に準拠する。

※3 月報及び年報等を活用することができる。

2.2.2 会議体による確認

本市及び第三者機関、並びに受託者は、表-3 に示す会議体を設置する。本市はこれらの会議体等の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準等契約内容の充足（履行）状況、並びに課題及びその改善対応状況等を確認し、対応方針等について受託者と協議を行う。なお、本市又は受託者が必要と認める場合は、本市及び第三者機関、並びに受託者は、当該会議体によらず、随時、別途表-3<参考>の報告会等の会議体を設けることができる。なお、会議体が開催された場合、受託者は、開催後 14 日以内に会議体の運営報告書を本市に提出するものとする。

表-3 会議体の設置

会議体名※1	議題	頻度
【年度】 事業報告会 (原則・対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業結果（要求水準の充足状況及び目標の達成状況、履行確認 ・ 課題の確認及び自己評価等（年度内の確認） ・ 次年度事業計画の確認 	1 回/年
【月例】 業務報告会 (対面・ウェブ 選択可能)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務進捗状況、要求水準の充足状況及び目標の達成状況、履行確認 ・ 課題の確認及び自己評価等（月間の進捗） ・ 次月業務計画の確認 	1 回/月
<参考> 【四半期】 業務報告会 (原則・対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務進捗状況、要求水準の充足状況及び目標の達成状況、履行確認 ・ 課題の確認及び自己評価等（四半期の進捗） ・ 次期業務計画の確認 	1 回/四 半期

※1 便宜、履行完了後として「事業報告会」、年度途中として「業務報告会」という。

2.2.3 現地における確認

(1) 終末処理場等に関する業務及び任意業務のモニタリング

- ①書類及び会議体における確認の結果、本市が必要と判断した場合、又は受託者が現地確認を要請した場合、本市は現地における確認を行うことができる。なお、受託者は本市の現地における確認に必要な協力を行わなければならない。
- ②本市は、立会が必要とされている場合、その他施工・実施の各段階で本市が必要と認めた場合には、各種整備及び修繕等の実施内容が要求水準書等の契約図書、施工計画書等を遵守・充足（履行）しているか、現地における確認を行う。なお、本市が現地における確認を行う場合には、受託者は立ち会わなければならない。なお、その際、本市は、必要に応じて、施工部分を機能に支障のない最小限度の範囲で破壊検査し、品質及び性能の確認を行うことができる。その確認又は復旧に要する費用は、受託者の負担とする。

(2) 管路施設に関する業務及び任意業務のモニタリング

- ①書類及び会議体における確認の結果、本市が必要と判断した場合、又は受託者が現地確認を要請した場合、本市は現地における確認を行うことができる。なお、受託者は本市の現地における確認に必要な協力を行わなければならない。
- ②本市は、立会が必要とされている場合、その他施工の各段階で本市が必要と認めた場合には、修繕及び改築業務等の実施内容が要求水準書等の契約図書、施工計画書等を遵守・充足（履行）しているか、現地における確認を行う。なお、本市が現地における確認を行う場合には、受託者は立ち会わなければならない。なお、その際、本市は、必要に応じて、施工部分を機能に支障のない最小限度の範囲で破壊検査し、品質及び性能の確認を行うことができる。その確認又は復旧に要する費用は、受託者の負担とする。

2.3 モニタリングの手順等

(1) モニタリングの手順及び作業内容

モニタリングの手順及び受託者と本市の作業内容は次のとおりである（「表-4 モニタリングの手順（役割等）」の役割分担を参照すること）。

受託者が、前項の表-2、表-3 のモニタリングに必要な書類を本市に提出してモニタリングが開始される。モニタリングは、書類確認及び会議体での確認（一部については、書類のみのものもある。）の後、本市が必要と認めた場合又は受託者が要請した場合には、本市は現地における確認を行うことができる。

モニタリングの方法については、技術提案書の内容が本モニタリング基本計画（案）と異なることもあり得るため、基本契約等の締結後に策定するモニタリング実施計画書（適用評価基準書等を含む）において確定する。

なお、実務的手順の内容については、別途定める「モニタリング手順書」に基づき実施するものとする。また、受託者が本市に提出した書類について、変更が生じる場合は変更前に提出する。

表-4 モニタリングの手順(役割等)

時点	受託者	本市
実施契約締結後 業務開始前	<ul style="list-style-type: none"> 実施体制に関するもの 共同企業体協定書、業務執行体制、業務従事者名簿、有資格者名簿及び資格証明書類写し 等 	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案された業務計画・実施計画を着実に実行できる体制が整っているかを確認する。
	<ul style="list-style-type: none"> 業務計画に関するもの 全体業務計画書、年度業務計画書（各年度分）、セルフモニタリング実施計画書（適用評価基準表等を含む）、緊急的対応実施計画書※1（アクション指標（緊急時の迅速性）を踏まえた任意業務として計画すること。） 	<ul style="list-style-type: none"> 受託者が技術提案した内容（アウトカム指標等）が確実に反映された業務計画であるか、技術提案にない計画が盛り込まれていないか確認する。 受託者が技術提案した任意業務内容（アクション指標等）が確実に反映された緊急事態に対応できる緊急時対応策及び組織体制を備えているかを確認する。 受託者との協議を踏まえ、モニタリング実施計画書を作成する。適用評価基準表等を受託者と本市が協議し確定する。 セルフモニタリング実施計画書について、「1.2 モニタリング実施計画」の項に記載の5項目を含むものとなっているか等を確認し、確定する。 技術提案された緊急時対応実施計画書について、実行可能な内容となっているかを確認し承諾する。
	<ul style="list-style-type: none"> 各業務に関するもの 各業務の業務計画（「2.1 モニタリングの基本的な考え方」に留意すること）、年間業務計画書（初年度分）、月間業務計画書（初月分） 	<ul style="list-style-type: none"> 各業務が要求水準等契約内容を確実に満たすことのできる業務計画であるかを確認する。

時点	受託者	本市
業務期間中	<ul style="list-style-type: none"> 業務結果に関するもの 各業務の業務報告（「2.1 モニタリングの基本的な考え方」に留意すること） 年間業務報告書、月間業務報告書、セルフモニタリング実施報告書、会議体の運営報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 書類の内容に矛盾がないか、要求水準等契約内容を満たしているかを確認し、必要に応じて現地における確認を行う。 会議体により確認を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 業務全般に関するもの（定期提出） 年間業務報告書、月間業務報告書 終末処理場等に関する業務に係るもの（随時提出） 事故報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準等契約内容を満たしているかを確認する。 目標達成状況等を示す必要書類（書式等）が添付されているか確認する。 事故の内容、原因や、緊急時対応の状況を確認し、その後の業務遂行への復帰について対応を受託者と協議する。 会議体により確認を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 管路施設の改築業務に関するもの（着手前） 着手届（設計）、業務計画書（設計）、セルフモニタリング様式（工事）、着手届（工事）、変更実施工程表、変更承諾図書、施工計画書※2（現場施工着手前）、施工体制台帳・施工体系図※2（現場施工着手前）、工場検査報告書※2（機器搬入前）、試運転・性能試験計画書 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画内容（業務契約（改築業務）締結後）が業務計画に基づいたものであるか、確認する。 必要があれば現地において実施計画の妥当性、着手の確実性等を確認する。 会議体により確認を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 管路施設の改築業務に関するもの（完成時） 改築実施計画書（改築計画に基づく設計～工事（施工）の各プロセスの説明）、セルフモニタリング報告書（改築計画に基づく設計、工事）、設計図書、工事完成図書、施設情報システム等入力情報 	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査等を行い、実施計画内容や要求水準等を満たしたものであるかを確認する。 会議体により確認を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 管路施設の定期的対応業務、緊急的対応業務及び改築業務に関するもの（随時） 事故報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 道路陥没等の事故の内容、原因や、緊急時対応の状況を確認し、その後の事業遂行への復帰について対応を受託者と協議する。 会議体により確認を行うことができる。
	<ul style="list-style-type: none"> 任意業務に関するもの 技術提案書、年間業務報告書、月間業務報告書、セルフモニタリング報告書、任意業務終了届、任意業務終了報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案書の内容が法令等及び本体業務趣旨に反するものでないか、本体業務に悪影響を及ぼすものとなっていないかを確認する。 任意業務完了時の状況について確認する。 会議体により確認を行う。

時点	受託者	本市
中間時点	<ul style="list-style-type: none"> ・中間時点のアウトカム目標等に関するもの の 業務指標等達成状況報告書（中間時点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間時点における要求水準等契約内容を満足しているかと確認する。 ・会議体により確認を行う。 ・必要に応じてアウトカム目標等の見直しを行う。
業務終了時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全般に関するもの 施設機能等確認報告書、次期計画策定のため引継に必要な資料 ・管路施設の改築業務に関するもの 完成資産等引継に必要な資料 ・任意業務に関するもの アクション指標に関する引継に必要な資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・引継時の施設機能等や次期計画策定に必要な書類等が整理されているかについて確認する。 ・会議体により確認を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> その他本市が必要とする書類（随時） 	

※1 業務要求水準書「4. 維持管理要求水準（10）管路施設の定期的対応、緊急的対応及び改築に関する管理目標（モニタリング指標（アウトカム目標及びアクション指標））」に留意すること。

※2 業務期間中の一部の期間についての業務計画書類（例：計画期間分、初年度分）は当該期間到来前に、同様に一部の間についての業務報告書類は当該期間終了後に、本市に提出する。

（2）業務全般の評価方法

業務全般の評価内容に対する評価基準については、別途定める「**モニタリング手順書**」に記載される評価基準表（案）に基づき実施するものとする。

なお、モニタリングの評価結果は、「**第3章契約内容未達時等の措置**」に連動することに留意すること。

第3章 契約内容未達時等の措置

3.1 契約内容未達時等における措置

3.1.1 措置

本市は、第2章に定めるところに従って実施したモニタリングの結果、受託者が、実施契約及び要求水準書等で規定する内容を充足（履行）していないと判断される事象（以下、「契約内容未達」という。）が確認できる場合、以下の措置を行うものとする。なお、契約内容未達時における措置等のフローは図-4に示すとおりである。

(1) 注意

本市は、モニタリング結果の分析により、契約内容未達がレベル1に該当する**恐れ**がある場合、受託者に対して、口頭にて、当該状況の改善措置等を行うよう**注意**を与えるものとする。なお、受託者は必要に応じて本市に当該注意に係る書面を請求することができる。

受託者は、本市から**注意**を受けた場合、別途定める「モニタリング手順書」に基づき評価された目標未達リスクに応じて、本市が注意した対応レベルの改善措置等、例えば管路施設の定期的対応、緊急的対応及び改築の前出し等の付加的対応方策を速やかに実施するものとする。ただし、受託者は、当該委託範囲で改善措置等対応することが困難な場合には、一般仕様書第53条の2第1項第3号に基づき、本市との協議により改善対応等を付加等することができる。

対応後も改善効果が見込まれない場合には、本市は、書面にて**嚴重注意**を行うものとする。

(2) 是正指導

本市は、契約内容未達がレベル1に該当すると認定した場合、受託者に対して、当該状況の是正のための指導（以下、「是正指導」という。）を行うものとする。

受託者は、本市からは是正指導を受けた場合、本市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、本市の承諾を得て策定するものとする。

受託者は、当該計画に基づき、是正対策を行うものとする。

本市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は受託者の是正指導への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。

(3) 是正勧告

本市は、3.1.1 (2) の是正が行われていると認められない場合又は契約内容未達がレベル2に該当すると認定した場合、受託者に対して、書面にて当該状況の是正のための勧告（以下、「是正勧告」という。）を行う。

受託者は、本市からは是正勧告を受けた場合、本市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、本市の承諾を得て策定するものとする。

受託者は、当該計画に基づき速やかに是正を行うものとする。

本市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は受託者の是正勧告への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。なお、是正勧告については、本市が必要と判断した場合、その内容を公表することができる。

(4) 命令

本市は、3.1.1 (3) の是正が行われていると認められない場合又は契約内容未達がレベル3に該当すると認定した場合、受託者に対して、書面にて当該状況の是正のための命令（以下、「命令」という。）をするものとする。この場合、本市は、受託者に当該是正対象の行為を即座に中止するよう指示することができる。

受託者は、本市の指示に従うとともに、是正が行われていると認められない理由書及び本市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を改めて作成し、本市の承諾を得て策定するものとする。受託者は、当該計画に基づき直ちに是正を行わなければならない。

なお、命令については、本市が必要と判断した場合、その内容を公表することができる。

3.1.2 サービス対価の支払停止

本市は、3.1.1 (4) の是正が行われていると認められない場合、基本契約書第33条の2に基づき、是正措置がなされるまで（本市により是正措置終了が確認されるまで）の間、受託者への委託料のサービス対価の支払いを停止する。

3.1.3 要求水準等契約内容違反のペナルティ

契約内容未達状態の全体を評価して、受託者に対して、要求水準等契約内容違反のペナルティを課すものとし、受託者は委託料の減額に応じるものとする。この場合の減額の額は、基本契約書及び「第4章委託業務のモニタリング（評価）による業務連動支払システム4.1モニタリング結果（要求水準等契約内容違反等）によるサービス対価の支払メカニズムへの連動の考え方」に定めるとおりとする。なお、本市は、要求水準等契約内容違反のペナルティについて、その内容を公表することができる。

3.1.4 契約解除

(1) 是正未達による解除

3.1.2 の措置にも関わらず、是正が行われていると認められない場合、基本契約書第37条に基づき、本市は、受託者に催告することなく直ちに基本契約等を解除することができる。

(2) 故意による本市への信用失墜行為による解除

上記に関わらず、故意による本市への信用失墜行為として、本市の管理責任を厳しく問わ

れるような重大な虚偽報告（例：更生工法品質検査結果の虚偽報告）や、本業務の実施に重大な影響を与える法令違反等（例：廃棄物の不法投棄）が認められた場合、基本契約書第 37 条に基づき、本市は受託者に催告することなく直ちに基本契約等を解除することができる。

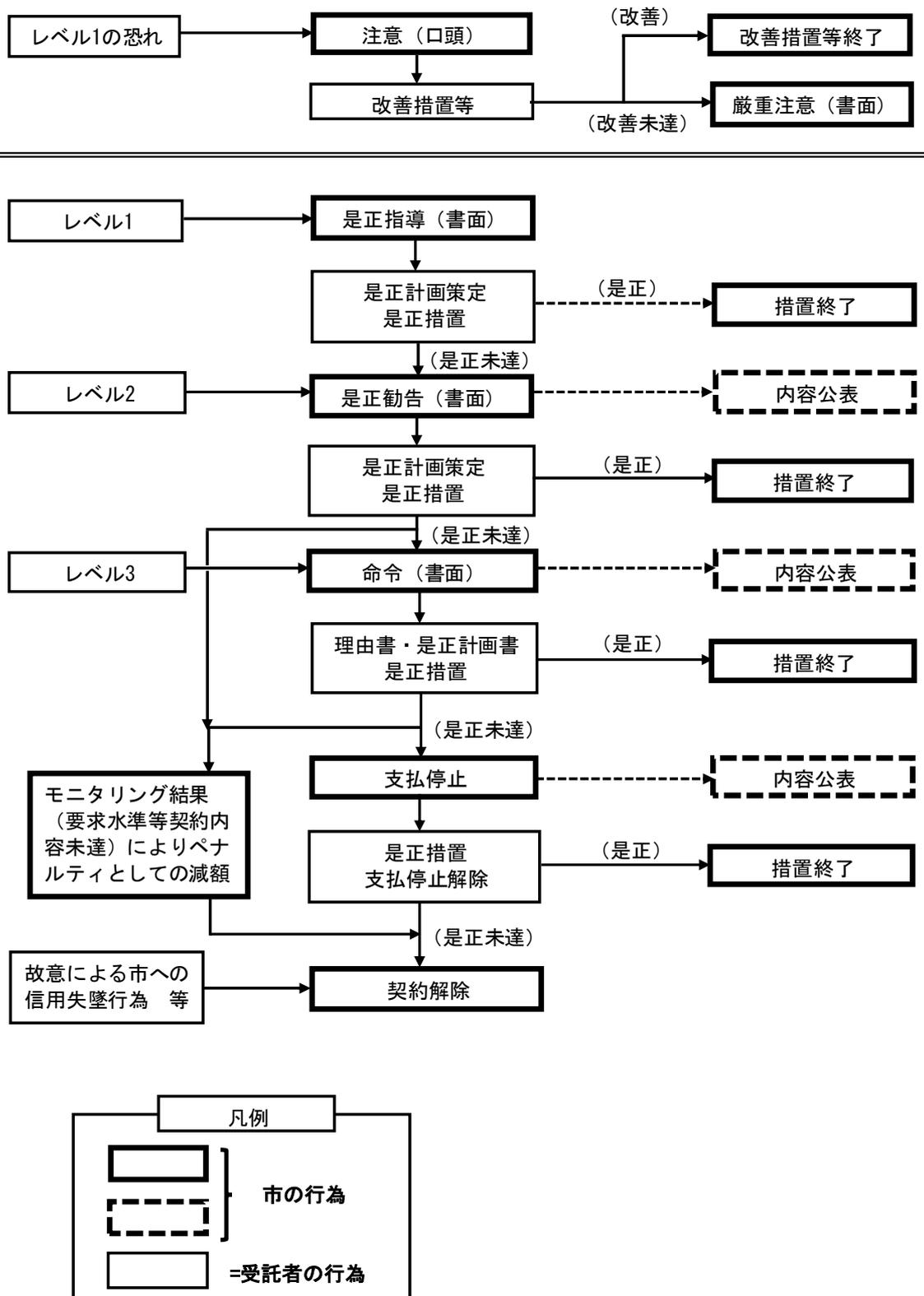


図 -4 契約内容未達時における措置等のフロー

3.2 是正レベルの認定

本市は、要求水準等契約内容未達等が発生した場合、表-5 に従い、是正レベル（恐れを含む）の認定を行い、受託者に通知する。受託者は、この認定が「3.1.1 措置」に連動するため、本市との会議体等を通じたコミュニケーション及びセルフモニタリングが重要であることを認識し留意すること。

表-5 本市の是正レベルの認定基準

認定レベル	事象
レベル 1	<p>業務管理の工程（プロセス）における軽微な不備、インシデント（ヒヤリ・ハット）の発生等 （事象例） 3.1.1(1)「注意」に該当の「レベル1の恐れ」の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要求水準書の目標・指標及び一般仕様書等を満たせない（未達成）の恐れの傾向が高い（セルフモニタリング報告書等からの変化傾向（未達成の兆候）を分析する。） ・要求水準又はアウトカム目標等の未達成の傾向が予想され、工程（プロセス）不備又はインシデント等の発生の恐れが高い（セルフモニタリング報告書等からの変化傾向（未達成の兆候）を分析する。）
レベル 2	<p>要求水準等契約内容の未達成がある場合、その影響が本市と受託者間に留まるもの、又は改善措置等でリカバリーできるもの （事象例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要求水準等契約内容の未達成（目標達成シート等の年度内未達成であるが、改善措置等でリカバリーできるもの） ・合理的理由のない工期遅延の発生 ・業務管理の過失による事故の発生（影響が本市と受託者間に留まるもの） <p>（要求水準等契約内容の未達成例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流水質等の要求基準の未達 ・脱水汚泥性状の要求基準の未達 ・管路施設点検の要求基準の未達
レベル 3	<p>基本契約等に反する行為で故意又は過失による本市への信用失墜行為（3.1.4(2)に該当するものを除く）、不法行為、終末処理場機能の停止、管路施設（流下機能）の使用制限、その他影響が第三者に及ぶもので改善措置等でリカバリーできないもの （事象例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要求水準等契約内容の未達成かつ改善措置等でリカバリーできない（目標達成シート等上の要求水準等契約内容の年度内未達成） ・業務プロセスの未改善（放置） （セルフモニタリング（受託者の自己評価）に基づく自己改善等が未達成、改善計画書内容の未実施） ・大規模な事故・火災・労働災害（死亡事故）の発生 ・業務上管理の過失による事故等の発生（影響が第三者に及ぶもの）

第4章 委託業務のモニタリング（評価）による業務連動支払システム

4.1 モニタリング結果（要求水準等契約内容違反等）によるサービス対価の支払メカニズムへの連動の考え方

4.1.1 共通事項

(1) 仕様発注部分

要求水準書等に係る仕様発注部分の未達成については、その未達成の業務内容に相当する金額を減額するものとする。なお、各年度の業務実施計画書、富士市終末処理場管理運転等業務委託基本契約書及び業務契約書等に基づく各年度の既履行部分又は出来形部分により精算するものとする。また、未達成が不可抗力等の事由による場合等においては、基本契約書等（一般仕様書別表-2「リスク分担表」を含む）により考慮するものとする。

(2) ペナルティ条項及びインセンティブ条項の確認

各業務を評価した結果、要求水準等契約内容未達の場合等※1には、前項に基づき業務改善の措置を実施するとともに、契約内容にペナルティ条項がある場合にはペナルティを課すものとする。また、要求水準等契約内容を超えて達成した場合等※1で契約内容にインセンティブ条項がある場合には、インセンティブを付与するものとする。

※1 基本契約書別記1「(2)社会経済情勢の変化による変更 2)電力価格及び改築業務費を除く物価及び賃金の変動」は全体的に影響するが表-6から省略している。

表-6に、業務別にペナルティ条項及びインセンティブ条項の有無を示す。

表-6 ペナルティ条項及びインセンティブ条項の一覧

業務内容		ペナルティ条項※1	インセンティブ条項※2	
終末 処理 場等 業務	運転操作・監視業務	○	○	
	水質管理業務	○	×	
	保守点検業務	×	×	
	設備台帳システム業務	×	×	
	環境整備業務	×	×	
	物品の調達管理業務	○	○	
	修繕業務	○	×	
	連絡調整業務	×	×	
	廃棄物管理業務	×	×	
	エネルギー管理業務	○	○	
	その他の業務	×	×	
管路 施設 業務	定期的対応業務	巡視点検業務	○	×
		清掃業務	×	×
	緊急的対応業務（修繕のみ）		○	×
	改築業務（取出管のみ）		○	×
統括技術管理業務		×	×	
任意業務（技術提案書に基づく）		○	×	

※1 ペナルティ条項○有り⇒減額、×無し

※2 インセンティブ条項○有り⇒増額（又は相殺等）、×無し

なお、「4.1.1 共通事項」のインセンティブは基本契約等に規定されているものである。

4.1.2 ペナルティ条項及びインセンティブ条項によるサービス対価の支払の精算方法

(1) 精算方法

ペナルティ条項及びインセンティブ条項に基づき、主に次の事由により、サービス対価の支払を精算するものとする。

1) 変動要素（水量変動、電力価格変動等）に係る精算

大幅な水量変動、電力価格等の変動により、変動費が大きく変わる可能性があるため、変動条件（変動幅等）を設定し精算する。

2) 要求水準等契約内が達成されない（未達成）の場合の精算

要求水準等契約内容が未達成の場合で、契約内容にペナルティ条項が設定されている場合には、その条項に基づき精算する。

本業務委託における主な精算方法は表-7のとおりである。

なお、基本契約書別記1「(2) 社会経済情勢の変化による変更 2) 電力価格及び改築業務費

を除く物価及び賃金の変動」では、本委託業務全般において、基準となる物価等の指数の変動幅±1.5%を設定し、変動幅を超える変動があった場合に精算する。

表-7 精算方法の概要

業務内容		精算方法の概要	摘要
終末 処理 場等 業務	運転監視業務	・流入下水水量の変動により、変動費を精算する。 水量変動幅±5%を設定し、変動幅を超える変動があった場合に精算する。	基本契約書別 記1による
	水質管理業務	・放流水質や脱水汚泥性状の基準値を設定し未達成の日数に応じて精算する。 月ごとに未達成日数の比率を乗じて精査する。	基本契約書別 記1による
	物品の調達管理業務	・電力価格の変動により、変動費を精算する。 電力価格等の変動幅±1.5%を設定し、変動幅を超える変動があった場合に精算する。 ・東部浄化センターの電力費について、実績に基づき精算する。 ・電力価格及び改築業務費を除く物価及び賃金等について、変動費を精算する。 基準となる物価等の指数の変動幅±1.5%を設定し、変動幅を超える変動があった場合に精算する。	基本契約書別 記1、3による
	修繕業務	・修繕基準額を下回った場合は精算する。 修繕基準額を下回った金額を減額する。	基本契約書別 記1による
管路 施設 業務	定期的対応業務 巡視点 検業務	・目標達成率を設定し、未達成の比率に応じて精算する。 未達成の差分比率により契約最終月で精算する。	基本契約書別 記1による
	緊急的対応業務 (修繕のみ)	・緊急的対応(修繕)基準額を下回った場合は精算する。 修繕の基準額を下回った金額を減額する。	基本契約書別 記1による
	改築業務 (取出管のみ)	・改築業務(取出管)基準額を下回った場合は精算する。 取出管の基準額を下回った金額を減額する。	基本契約書別 記1による

ただし、要求水準等契約内容が未達成の場合、やむを得ない事由(流入水量や流入水質等が契約条件により大幅に高い場合等)が未達成原因である場合には、受託者はその原因及び帰責事由がないことを明確に示して立証し精算対象を調整するよう委託者に申請することができる。

第5章 中間時点のモニタリング

5.1 基本的な考え方

要求水準書に定められた業務指標等及びモニタリング基本計画（案）に定められた目標・指標等の中間時点の達成状況を確認するため、令和11年度の第一四半期に中間時点のモニタリングを実施する。

受託者は、要求水準等達成状況報告書（中間時点）を作成し、本市に提出すること。

5.2 確認方法

5.2.1 書類による確認

受託者は、以下の表-8に示す提出書類を本市に提出して確認を受けるものとする。

表-8 中間時点のモニタリングに係る書類

提出書類	提出時期
業務指標等達成状況報告書（中間時点）	確認完了後10日以内

5.2.2 会議体による確認

本市と受託者は要求水準書に定められた業務指標等及びモニタリング基本計画（案）に定められた目標・指標等の中間時点達成状況等のモニタリングに必要となる協議等を適宜実施する。

5.2.3 現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、本市が必要と判断した場合、または受託者が現地確認を要請した場合、本市は現地における確認を行う場合がある。受託者は本市の現地における確認に必要な協力を行わなければならない。

5.2.4 モニタリングの手順

本市及び受託者は、書類及び会議体における決定事項並びに「モニタリング基本計画（案）」に基づき、中間終了時のモニタリングにより確認を行う。なお、表-2本業務のモニタリングに係る書類（目標達成状況を示す書式等）により、中間時点のアウトカム目標等（契約期間を通じた累計値及び累計値の契約期間年間平均値等を含む。また、契約最終時点で評価を実施する指標については、中間時点の数値及び契約最終時点の見込み値を提示すること。）が要求水準等契約内容を満足しているかを確認することを基本とする。

要求水準等契約内容を満足していないアウトカム目標等が存在する場合、受託者はその理由と改善策を提示すること。また、本市が必要と判断した場合、受託者と協議の上、アウトカム指標等を見直すことができる。但し、協議が整わない場合は、受託者は本市の判

定に従わなければならない。

なお、評価の基本的な考え方は「表-4 モニタリングの手順」に基づき実施するが、評価結果は本市と受託者の協議により判定するものとする。必要に応じて、第三者機関のモニタリングにより調整することができる。

第6章 事業終了時のモニタリング

6.1 基本的な考え方

受託者は、一般仕様書及び要求水準書等に定めるとおり、終末処理場（アセットマネジメントシステムを含む）、管路施設及びマンホールポンプ施設に係る施設機能報告書及び引継書等を作成し、本市に提出し、本市の承諾を得ること。本市は報告書及び引継書等の内容について確認を行う。

6.2 確認方法

6.2.1 書類による確認

受託者は、事業終了に際して以下の表-9 に示す提出書類を本市に提出して確認を受けるものとする。

表-9 事業終了時のモニタリングに係る書類

提出書類		提出時期
引継 文書	契約業務完了届（報告書）	検査完了後速やかに
	処理場等施設管理状況報告書	検査完了後速やかに
	施設機能報告書	確認完了後 10 日以内
その他本市が必要とする書類等		業務終了日まで

6.2.2 会議体による確認

本市と受託者は要求水準書に定められた業務指標等及びモニタリング基本計画（案）に定められた目標・指標等の達成状況等のモニタリング、並びに引継等に必要となる協議等を適宜実施する。

6.2.3 現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、本市が必要と判断した場合、または受託者が現地確認を要請した場合、本市は現地における確認を行う場合がある。受託者は本市の現地における確認に必要な協力を行わなければならない。

6.2.4 モニタリングの手順

本市及び受託者は、書類及び会議体における決定事項並びに「モニタリング基本計画（案）」に基づき、事業終了時のモニタリングにより確認を行う。なお、表-2 本業務のモニタリングに係る書類（目標達成状況を示す書式等）によりアウトカム目標等（契約期間を通じた累計値及び累計値の契約期間年間平均値等を含む）が要求水準等契約内容を満足

しているかを確認することを基本とする。なお、評価の基本的な考え方は「**表-4 モニタリングの手順**」に基づき実施するが、評価結果は本市と受託者の協議により判定するものとする。必要に応じて、第三者機関のモニタリングにより調整することができる。

但し、協議が整わない場合は、受託者は本市の判定に従わなければならない。